

14 住警器の検定対象への移行経緯

住警器は、多発する一般住宅での火災による被害軽減のため、平成 15 年 6 月 2 日の消防法改正により新築の住宅には平成 18 年 6 月 1 日まで、既存の住宅には平成 23 年 5 月 31 日までの期間内で各地方自治体の条例で定める日までに設置することが義務付けられました。

当協会では、依頼者の求めに応じ住警器が技術ガイドライン等に適合しているかを品質評価し、合格したものには認証マーク（NS マーク）を表示していました。

平成 22 年 5 月に行われた「公益法人事業仕分け」における判定等も踏まえ、より信頼性の高い住警器の普及を目的に、平成 25 年 3 月 27 日の消防法施行令の一部改正により住警器は検定対象機械器具等に追加され、平成 26 年 4 月 1 日より住警器の検定が開始されました。

なお、本改正では、検定に合格し、表示が付されたもの（以下「検定合格品」という。）の市場への流通が十分に確保されるまでの経過措置として、平成 31 年 3 月 31 日までは、検定合格品以外のものでも販売等が認められていました。

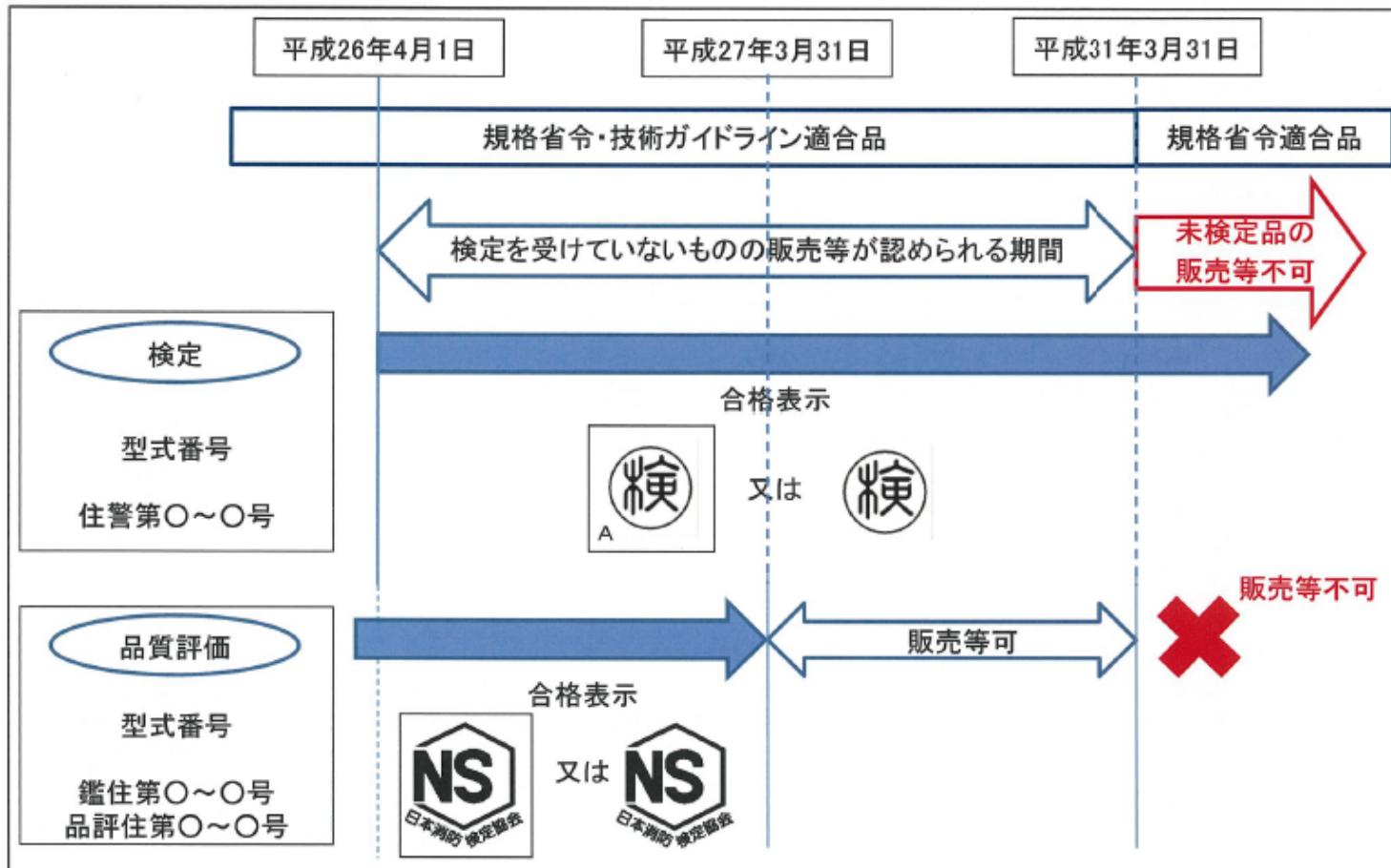
当協会では、市場の要望などを踏まえ移行の 1 年間（平成 27 年 3 月 31 日まで）は従前の品質評価も実施しました。

【既に設置されている住警器について】

平成 31 年 4 月 1 日以降、検定合格品以外の住警器の販売等はできなくなりましたが、既に住宅に設置されている検定合格品以外の住警器については、機能の異常等がなければ本改正に伴い新たに交換する義務はありません。

しかし、設置から年数の経過した住警器は、電子部品の経年劣化や電池切れなどが懸念されていることから定期的に作動確認を行うなど適切に点検・維持管理していただき、機能の異常等がある場合には交換が必要です。

「住宅用防災警報器」に係る合格表示及び型式番号



備考 → は、検定等を実施している期間で、検定等に合格し工場等から出荷される期間を示す。